

令和4年度(2022年度) 「インボイス制度説明会・ 登録申請手続きの相談会」

令和5年(2023年)10月か
ら導入される消費税インボイス制度
の概要の説明会および登録申請手続
きの相談会を開催します。

日時

- ・7月27日(水) 10時～11時
- ・8月31日(水) 14時～15時

●**場所**／公益社団法人湯浅納税
協会 3階会議室(湯浅町湯浅
2430番地77)

定員／20人(先着順)

※開催日の1週間前までに申し込み
が必要です。

●**申し込み先**／湯浅納税署 法人課
税部門 ☎63・5406(直
通)

●**主催**／湯浅納税署・公益社団法人
湯浅納税協会

※新型コロナウイルス感染症の拡大
状況により開催を中止することが
ありますので、ご了承ください。

問 湯浅納税署 法人課税部門

☎63・5406

年金

国民年金保険料の納付が 困難なときは

国民年金保険料の納付が困難な場
合、保険料の納付が「免除」または
「猶予」される制度があります。

この制度を利用することで、将
来の年金受給権の確保だけでなく、
万一の事故などにより障害を負った
ときの障害基礎年金の受給資格を確
保することができます。

令和4年度(2022年度)の申 請書の受付開始日／7月1日(金)

※申請・審査対象期間は、令和4年
(2022年)7月から令和5年
(2023年)6月。

※令和3年度(2021年度)以
前の国民年金保険料未納期間につ
いても、申請日から2年1カ月前
の月までさかのぼって免除申請す
ることができます。

申請書提出先

- ・住民課(吉備庁舎)・やすらぎ福
祉課(金屋庁舎)・清水行政局住
民福祉室・各出張所
- ・和歌山西年金事務所(郵送可)

申請に必要なもの

- ・基礎年金番号通知書、国民年金手
帳、マイナンバーカード、通知カ
ード

- ・本人確認書類(マイナンバーカ
ード、運転免許証など)
- ・離職票(失業などを理由として申
請する場合)

免除・猶予の審査

免除の場合は、本人・配偶者・世
帯主の前年所得、猶予の場合は、本
人・配偶者の前年所得により審査さ
れます。

保険料の追納

免除などの承認を受けた各月から
10年以内であれば申し出により保険
料を納めることができます。

ただし、追納する対象期間の翌年
度から起算して3年度目以降は、当
時の保険料に経過期間に応じた金額
が加算されます。

問 住民課(吉備庁舎)・和歌山西年
金事務所 ☎073・447・
1660

医療

老人医療費受給者証の更新

満67歳以上70歳未満の方のうち、
次の①～⑤のすべての要件を満たす
方を対象とした医療費の助成制度で
す。所得や資産の保有状況は毎年変
動することから、毎年更新申請手続
きが必要です。

なお、現在受給されている方には
事前に案内と申請書を送付します。

保険証などをお持ちになり、手続き
にお越しく下さい。手続きが遅れた
場合は、資格の適用が遅れる場合が
あるのでご注意ください。

受給要件に該当すると思われる方
で、現在受給されていない方はお問
い合わせください。

受給要件

①世帯全員の住民税が非課税である
こと。

②世帯全員の収入の合計が次の基準
以下であること(遺族年金、障害
年金などあらゆる収入を含む)。

- 1人 100万円
- 2人 140万円
- 3人 180万円

※以後1人増えるごとに40万円加算
③預貯金・国債・株式などが
350万円×世帯人数以下である
こと。

④現在お住まいの土地・家屋以外の
活用できる資産(田畑山林など直
ちに処分が難しいものは除く)を
有していないこと。

⑤世帯以外の方から扶養を受けてい
ないこと。

問 住民課(吉備庁舎)